

渋谷区福祉人材支援手当（介護）の支給に係る補助事業実施要綱

令和8年6月26日 制 定

（目的）

第1条 この事業は、全産業との平均賃金の格差が拡大している介護分野で働く者に対し、介護保険施設又は事業所（以下「事業所」という。）を運営する法人を通じて渋谷区福祉人材支援手当を支給することにより、区内の事業所における人材確保・定着を促進し、サービスの質の向上及び運営体制の安定化に繋げることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）で使用する用語の例による。

（対象事業所）

第3条 補助の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、渋谷区内に所在する別表第1に定める介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業所とする。ただし、渋谷区社会福祉事業団が運営する事業所を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が運営する事業所は、事業の対象外とする。

（1）暴力団（渋谷区暴力団排除条例（平成23年渋谷区条例第23号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者がいる法人

（3）社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

（対象者）

第4条 補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

（1）雇用形態

前条で定める対象事業所を運営する法人（以下「事業者」という。）から直接雇用を受け、当該事業所において勤務する者であること。ただし、介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準により、業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせることが認められている場合であって、委託先の事業者には雇用され、当該事業所において勤務する者も対象とする。

（2）職種

介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員又は支援相談員（以下「介護職員」という。）、介護支援専門員又は計画作成担当者（以下「介護支援専門員」という。）として業務を行う者とする。

（3）勤務時間数

対象事業所において介護職員又は介護支援専門員としての業務に係る所定労働時間が週 20 時間以上又は月 80 時間以上であること。また、所定労働時間が週 20 時間未満かつ月 80 時間未満である場合又は所定労働時間の定めのない場合は、実労働時間が週 20 時間以上又は月 80 時間以上であること。

2 対象事業所の管理者で介護職員又は介護支援専門員としての所定労働時間が週 20 時間以上又は月 80 時間以上である場合は対象とする。また、所定労働時間が週 20 時間未満かつ月 80 時間未満である場合又は所定労働時間の定めのない場合は、実労働時間が週 20 時間以上又は月 80 時間以上である場合に限り、対象とする。

3 事業者における役員（法人代表者を含む。以下「役員」という。）については、介護職員又は介護支援専門員としての業務に係る実労働時間が週 20 時間以上又は月 80 時間以上である者に限り、対象とする。

4 事業者から直接給与を受けていない派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）は対象外とする。

（渋谷区福祉人材支援手当）

第 5 条 この要綱における渋谷区福祉人材支援手当とは、次の各号に定める要件を全て満たすものをいう。

（1）就業規則又は給与規程等での規定

事業者の就業規則又は給与規程等において渋谷区福祉人材支援手当として規定され、介護職員又は介護支援専門員へ支給される手当であること。また、従事者が 10 人未満の法人で就業規則又は給与規程等を定めていない場合は、対象者ごとに作成する労働条件通知書により渋谷区福祉人材支援手当が定められていること。

（2）支給方法

原則として毎月支給されるものであること。なお、複数の対象事業所において補助対象となる勤務時間数を満たす対象者に対しては、いずれかの事業所を通じて支給するものとする。

（3）支給額

渋谷区福祉人材支援手当支給額は、次のとおりとする。ただし、事業者の就業規則又は給与規程等（従事者が 10 人未満の法人における対象者ごとの労働条件通知書を含む。）において、次に定める支給額未満の額を定めることを妨げるものではない。

ア 対象者一人当たり月額 10,000 円を支給する。

イ 勤続年数が同一事業者内で 6 年目以降の介護職員（役員を除く。）には、雇用開始月から起算して 61 か月目以降を対象に月額 10,000 円を加算して支給する。

ウ 介護支援専門員には月額 10,000 円を加算して支給する。（役員を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、役員については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）支給方法

役員報酬をもって渋谷区福祉人材支援手当相当額が支給されているものとみなす。

（2）支給額

前項第3号アに定める額に限り対象とし、同号イ及びウの加算は適用しない。

(補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金の額の算定方法)

第6条 補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金の額の算定方法は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、渋谷区福祉人材支援手当事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、区長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 事業者は、対象事業所が複数ある場合は、これらを一括して申請するものとする。なお、申請方法は第10条の規定による変更交付申請及び第14条の規定による実績報告においても同様とする。

(電子情報処理組織による申請)

第8条 区長は、前条第1項の規定による申請について、渋谷区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年渋谷区条例第36号)第3条を準用し、電子情報処理組織(区の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の場合において、区長は、前条第1項の関係書類について、当該書類の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の提出をもって当該書類の添付に代えさせることができる。

3 前2項の規定は、第10条の規定による変更交付申請、第12条の規定による請求及び第14条の規定による実績報告について準用する。

(交付の決定等)

第9条 区長は、前2条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の全部又は一部の交付が適当と認めた場合は渋谷区福祉人材支援手当事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、適当でないと認めた場合は渋谷区福祉人材支援手当事業補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、その決定内容を申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付決定に当たって、条件を付することができる。

(変更交付申請)

第10条 前条により補助金の交付決定を受けた事業者(以下「補助対象事業者」という。)が、交付決定後に、申請の内容を変更して交付申請を行う場合は、渋谷区福祉人材支援手当事業補助金変更交付申請書(別記第4号様式)に関係書類を添えて、区長が指定する期日までに提出しなければならない。

(変更交付の決定等)

第11条 区長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の全部又は一部の交付が適当と認めた場合は渋谷区福祉人材支援手当事業補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により、適当でないと認めた場合は渋谷区福祉人材支援手当事業補助金変更不承認通知書(別記第6号様式)により、その決定内容を補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 第9条又は前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、当該通知に基づき、速やかに区長に渋谷区福祉人材支援手当事業補助金請求書兼口座振替依頼書(別記第7号様式)を提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに概算払で補助金を交付する。

(決定の取消し)

第13条 区長は、交付決定後においても、事情変更により特別の必要が生じた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 区長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第3条第2項の規定に該当するに至ったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この交付決定の内容、これに付した条件又はその他法令に違反したとき。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、渋谷区福祉人材支援手当の支給が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、渋谷区福祉人材支援手当事業補助金実績報告書(別記第8号様式)に関係書類を添えて、区長が指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、実績報告の内容がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、渋谷区福祉人材支援手当事業補助金交付額確定通知書(別記第9号様式)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 区長は、第13条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

(違約加算金)

第17条 補助対象事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じられた額に達するまでは、その納付額は、当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第18条 補助対象事業者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第19条 区長は、補助対象事業者が当該補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺できる。

(関係書類の保管)

第20条 補助対象事業者は、補助金に係る収支状況を記載した帳簿その他の関係書類を整理し、当該事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(他の補助金との重複の禁止)

第21条 補助対象事業者は、この補助金と重複して、渋谷区福祉人材支援手当（障がい）の支給に係る補助事業実施要綱（令和8年6月26日付8渋谷障発第496号）に基づく補助金の交付を受けてはならない。

(委任)

第22条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、高齢者政策担当部長が定める。

附 則（令和８年６月２６日区長決裁）

- １ この要綱は、令和８年４月１日から適用する。
- ２ 事業者がこの補助金の交付申請を行う初年度においては、当該年度当初から年度末までの間に第５条第１号の規定に定める就業規則又は給与規程等を整備した場合は、事業者は、当該年度当初から就業規則又は給与規程等が整備されるまでの期間に係る渋谷区福祉人材支援手当を、複数月分まとめて支給することができる。

別表第1（第3条関係）

事業の対象とする介護保険法に基づくサービス種別

1	介護老人福祉施設
2	介護老人保健施設
3	介護医療院
4	訪問介護
5	（介護予防）訪問入浴介護
6	通所介護
7	（介護予防）通所リハビリテーション
8	（介護予防）短期入所生活介護
9	（介護予防）短期入所療養介護
10	（介護予防）特定施設入居者生活介護
11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
12	夜間対応型訪問介護
13	（介護予防）認知症対応型通所介護
14	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
15	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
16	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
17	地域密着型特定施設入居者生活介護
18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
19	地域密着型通所介護
20	居宅介護支援

別表第2（第6条関係）

補助対象経費及び補助金額の算定方法

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助金の額の算定方法
第5条の要件を満たす渋谷区福祉人材支援手当の支給に係る経費（以下「手当支給経費」という。）及びその支給に伴って事業者に納付の義務が生じる社会保険料の雇用主負担に係る経費相当分（手当支給経費に15パーセントを乗じた額）	（1）第4条に定める対象者一人当たり月額10,000円 （2）勤続年数が同一事業者内で6年目以降の介護職員（役員を除く。）一人当たりの加算額月額10,000円 （3）介護支援専門員等（役員を除く。）一人当たりの加算額月額10,000円 （4）社会保険料雇用主負担額に相当する額として上記 （1）、（2）及び（3）の合計額に15パーセントを乗じた額	10／10	第1欄に定める補助対象経費の合計額と第2欄に定める補助基準額の合計額を比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。